

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月21日
【事業年度】	第58期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社木曾路
【英訳名】	KISOJI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松原 秀樹
【本店の所在の場所】	名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
【電話番号】	052 (872) 1811
【事務連絡者氏名】	経理部長 福本 寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝三丁目43番15号（芝信三田ビル4階）
【電話番号】	03 (3798) 7131
【事務連絡者氏名】	専務取締役 木野 克典
【縦覧に供する場所】	株式会社木曾路東京本部 （東京都港区芝三丁目43番15号芝信三田ビル4階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第58期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

前文及び(1)～(5) <省略>

(6) 株主総会の特別決議要件

<省略>

(訂正後)

前文及び(1)～(5) <省略>

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(7) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行が可能となるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(8) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とし、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

<省略>